

保 育 費 減 免 基 準 表

区分	事 由	適用要件	減 免 額	期 間	必要書類	
不時の支出によるもの	1	災害（火災、震災、風水害）	当該年の所得が1,000万円以下の世帯において、当該年に左記の事由により住居が2分の1以上の損害を受け、同等の支出が生じる場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該年の所得が500万円以下は、2～3階層とする。</li> <li>当該年の所得が500万円以上、750万円以下は保育費が半額になる階層を適用する。</li> <li>当該年の所得が750万円以上、1,000万円以下は1階層低位の階層を適用する。</li> </ul>	6ヶ月間（最長12ヶ月間）	罹災証明書 課税証明書 給料明細書 損失額明細書
	2	扶養義務者の疾病又は介護によるもの	1ヶ月の医療費又は介護費が、当該世帯の月収から、その世帯の最低生活費を引いた残額を超える場合。  1ヶ月の医療費又は介護費が、当該世帯の月収から、その世帯の最低生活費を引いた残額の2分の1を超える場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>現階層が4～7階層の場合は2～3階層とする。</li> <li>現階層が8～9階層の場合は4階層とする</li> <li>現階層が10～16階層の場合は、保育費が半額になる階層を適用する。</li> </ul>	適用要件の消滅した日の属する月まで。	給料明細書 診断書 医療費の領収書 介護保険被保険者証 介護に係る領収書
収入の減少によるもの	3	扶養義務者の倒産や解雇又は疾病による失業	左記事由により求職中又は療養中の場合において、扶養義務者の当該年の推定収入が前年と比較し、5割以上減少する場合。  上記による減免適用期間内において、再就職（疾病においては、将来に渡り就労不能と医師の診断があった場合）した扶養義務者の当該年の推定収入が前年と比較し、引き続き5割以上減少する場合。	扶養義務者の当該年の推定収入で所得税を再計算し適用する階層とする。	3ヶ月間（最長6ヶ月間）  当該年度末まで	雇用保険被保険者離職票 雇用保険受給資格者証 退職証明書 給料明細書 診断書 休職証明書
その他	4	当該児童の傷病	保育中の怪我等により、1ヵ月以上登園が出来ない場合	2～3階層とする。	適用要件の消滅した日の属する月まで。	診断書
備考	ア. 減免の期間は、当該年度内とし、事由及び適用要件の発生した翌月からとする。 イ. 翌年度も引き続き減免を希望する場合は、再度、申請を行うものとする。 ウ. 減免額において、保育費が半額になる階層が無い場合は、半額に近い直近の低位階層を適用する。なお、低位階層を適用しても保育費が減額にならない場合は、保育費が最初に減額される低位階層を適用する。 エ. 区分1について ・期間において、最長12ヶ月間とは、6ヶ月間後、仮設住宅等での避難生活が続いている場合は、更に6ヶ月間の減免期間を延長できる。 オ. 区分2について ・疾病については、扶養義務者に扶養されている者（同一世帯内の者で、健康保険又は税法による扶養）の疾病を含む。 ・最低生活費とは、生活保護法に定める生活保護認定基準表の基本生活費をいう。また、当該世帯の月収は、世帯内全員の収入を含む。 ・医療費又は介護費とは、医療費については、その世帯の高額療養制度の自己負担限度額を超える場合で、自己負担限度額と治療上医師が必要と認めた保険外診療（治療費）をいう。介護費については、介護保険適用の自己負担限度額を超えた場合の自己負担限度額をいう。 ・減免となった場合は、毎月、領収書、給料明細書の提出をしなければならない。 カ. 区分3について ・求職中の場合の当該年の推定収入は、事由の発生した翌月から3ヶ月間は無収入で、4ヶ月目からは、栃木県の直近の最低賃金×1日7時間×20日（1万円未満は切り上げ）を推定月額として見込む。 ・当該年収には、失業給付金又は傷病手当金は含まない。 ・期間において、最長6ヶ月間とは、3ヶ月間の求職活動を行い、再就職が決まっていない状態で、今後、週4日以上以上の求職活動が確認できる場合には、更に3ヶ月間の減免期間を延長できる。 キ. 区分4について ・保育中とは、当該児童が在籍する認可保育園での保育をいう。					